

2022年2月7日

各位

会社名 GMOメディア株式会社
 代表者 代表取締役社長 森輝幸
 (コード番号 6180 東証マザーズ)
 問い合わせ先 常務取締役 石橋正剛
 管理部門統括
 TEL 03-5456-2626

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月18日開催予定の第22期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため事業目的を追加するものです。
- (2) 遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図り、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資することで、株主様の利益を確保するため、完全電子化による株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することができるよう、定款の一部を変更するものです。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| 第1章 総則 第1条～第2条 (条文省略) 第3条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (条文省略) (新設) (18) 前各号に附帯関連する一切の業務 第2章 株式 第7条～第13条 (条文省略) | 第1章 総則 第1条～第2条 (現行通り) 第3条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (条文省略) (18) <u>生命保険および損害保険の代理店業</u> (19) 前各号に附帯関連する一切の業務 第2章 株式 第7条～第13条 (現行通り) |

| 第3章 株主総会 | 第3章 株主総会 |
|---|--|
| <p>第14条 (招集)</p> <p>定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第17条～第50条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p>第14条 (招集)</p> <p>定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p><u>2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第15条 (現行通り)</p> <p>第16条 (電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないことができる。</u></p> <p>第17条～第50条 (現行通り)</p> <p>附則</p> <p><u>1 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(株主総会資料の電子提供)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、施行日から6月を経過した日又は前項の株主総会の日から3月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月18日

定款変更の効力発生日 2022年3月18日

以上